

広島県告示第七百九十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和七年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

三篠川漁業協同組合

2 住所

広島市安佐北区白木町大字井原四二一五番地

二 免許番号

内水共第二十六号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和七年八月二十一日

改 正 後	改 正 前												
(遊漁期間) 第3条 次の表のア欄に掲げる漁種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行なければならない。	(遊漁期間) 第3条 次の表のア欄に掲げる漁種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行なければならない。												
<table><tr><th>ア 漁 種</th><th>イ 期 間</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>う な ぎ</td><td>4月1日から9月30日まで</td></tr></table>	ア 漁 種	イ 期 間	(略)	(略)	う な ぎ	4月1日から9月30日まで	<table><tr><th>ア 漁 種</th><th>イ 期 間</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>う な ぎ</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr></table>	ア 漁 種	イ 期 間	(略)	(略)	う な ぎ	1月1日から12月31日まで
ア 漁 種	イ 期 間												
(略)	(略)												
う な ぎ	4月1日から9月30日まで												
ア 漁 種	イ 期 間												
(略)	(略)												
う な ぎ	1月1日から12月31日まで												
2 (略)	2 (略)												
附 則 この規則は、県知事の認可があった日（令和7年8月21日）から施行する。													